

千葉県教育委員会会議議事録

令和8年度第3回会議（定例会）

1 期 日 令和8年6月10日（水）
開会 午前10時30分
閉会 午前11時22分

2 教育長及び出席委員

教育長 杉野 可愛
委員 貞廣 斎子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤 直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 齋藤 浩司
教 育 次 長 伊澤 浩二

企画管理部

企画管理部 長 吉本 明広
学校危機管理監 陣野 正美
県立高校統括監 岡野 秀次
教育総務課 長 和久 純
教育総務課副参事兼人事給与室長 金親 秀樹
教育政策課 長 最上 健史

教育振興部

教育振興部 長 鈴木 克之
教育振興部 次 長 赤池 正好
教 職 員 課 長 佐藤 祐児
教職員課副参事兼任用室長 渡 繁伸
文化財課 長 大内 千年

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班 長 川名 康博
同 副主査 志村 勇太

教育振興部

教職員課主幹兼管理室 長 青木 慎哉
同 主席管理主事 永井 正見
同 管理主事 松中 康博
同 管理主事 加瀬 博俊
同 管理主事 加藤 大地
同 主事 芳賀 啓介

事務局

企画管理部教育総務課
主幹兼委員会室 長 高木 優

同	副主幹	小合	基夫
同	副主幹	伊能	昌邦
同	主査	土屋	雄輝

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 花岡 伸和 委員

6 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第11号議案及び第12号議案の議案2件、報告1から報告3までの報告3件である。第12号議案については、教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

7 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を貞廣委員にお願いする。

8 審議事項

第11号議案 懲戒処分の指針の一部改正について

【教職員課長】

本件は、通報等の適切な措置をとらなかった職員に対する処分量定を新たに定めるとともに、児童生徒に対するSNS等を利用したやりとりについて、全てを非違行為とすることとし、ただし書きとして、管理職の許可を受けた職務上のやりとりは許容されることを追加するものである。

改正内容であるが、「懲戒処分の指針」3 児童生徒に対する非違行為関係（2）児童生徒性暴力等に新たに「ウ」を設け、学校の内外を問わず、自校に在籍する児童生徒が児童生徒性暴力等を受けたことを知りながら、管理職への通報その他の適切な措置をとらなかった職員は、減給又は戒告とするものである。

また（3）その他「ア」について、児童生徒とのSNS等を利用したやりとりは、職務上のものであるか私的なものであるかを問わず、原則として全て非違行為とすることとし、ただし、職務上必要があり、かつ管理職の許可を受けて行う場合については、この限りでないこととする。

今回の改正については、令和8年7月1日以降に発生した事案から適用するものとする。

【櫻井委員】

「ウ その他」の適切な措置をとらなかったという箇所であるが、管理職への通報以外にどのような措置が可能であるかを今後の研修等において例示する形で伝え、事案を知り得た時に速やかに対応できるよう、先生方が選択肢を持てる研修を実施してほしい。

【教職員課長】

その他の適切な措置については、御指摘いただいたとおり、市教育委員会や教育機関で例示を含めて先生方へ伝えていくこととする。

【櫻井委員】

（3）ア 電子メール、SNS等の禁止は分かるが、職務上必要があり、SNS等を利用することはあるのか。電話や電子メールではなく、SNS等を利用して児童生徒とやりとりを行う必要性について疑問がある。この点は、運用や研修で明確にしてほしい。

【教職員課長】

自治体によっては、部活動の連絡等についてSNS等を認めている場合もある。御指摘のとおり、まずは電話という手段が推奨されることは丁寧に説明し、理解を深めていきたいと考えている。

【櫻井委員】

県内でSNS等を許可している自治体はあるのか。

【教職員課長】

自治体によって、部活動の連絡については、事前の申し出はもちろん必要であるが、例えば部長に対してショートメールで連絡をすることを認めているケースはある。

【櫻井委員】

ショートメールは分かるが、SNS等でもいいのか。一般企業で利用しているSNS等を介してという連絡のやり取りには、かなり限定的な運用となる。その点については十分に説明していただきたい。

【教職員課長】

承知した。

【永沢委員】

合理的配慮として、聴覚的な注意力が低い方が、視覚的な指示を必要とする場合、どのようにするのかをこれからの運用で決めてほしい。

【教職員課長】

承知した。

【貞廣教育長職務代理者】

第11号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第11号議案は、原案どおり可決する。

報告1 千葉県教育委員会事務局等の職場におけるハラスメントに関する職員アンケート調査の結果概要について

【教育総務課人事給与室長】

千葉県教育委員会では、質の高い行政サービスを提供し続けられるよう、職員一人一人が安心してその能力を十分発揮できる良好な職場環境づくりを進めている。その取組の参考とするため、職場におけるハラスメントに関する職員アンケート調査を令和8年1月から令和8年2月まで匿名で実施した。調査対象は教育庁と、学校を除く教育機関の職員約1,200人で、そのうち1,052人から回答があった。なお、本アンケートは回答者の認識等について記入したもので、回答の全てがハラスメントと断定されるものではない。ハラスメントを受けたと感じたことがあると回答した人は90人、ハラスメントをしたかもしれないと回答した人は56人である。両者の人数には乖離がある。本調査は匿名であるため、両者の関係性を直接的に把握することはできないが、この差についてはハラスメント行為に対する認識

の違いが一定程度存在している可能性も考えられる。「過去1年間に職場においてパワハラ、セクハラ、マタハラ等のハラスメントを受けた」と感じたと回答した職員は90人(8.6%)であり、ハラスメント種別では、パワハラは81人(7.7%)、セクハラは18人(1.7%)、マタハラ等は5人(4.3%)。マタハラ等については、「過去1年間、千葉県職員である時に、妊娠、出産、不妊治療、育児又は介護をした経験がある」と回答した職員数116名を母数とした割合)となっている。ハラスメント行為者の内訳としては、例えばパワハラでは、上司と回答した者が41人、同僚と回答した者が36人、部下と回答した者が5人となっている。また、「過去1年間に自身がハラスメントを行ったかもしれない」と回答した職員は56人(5.4%)であり、ハラスメント種別ではパワハラは48人(4.6%)、セクハラは8人(0.8%)、マタハラ等は3人(0.3%)となっている。ハラスメントと思われる行為をしてしまった理由としては、例えばパワハラでは「ハラスメントになり得るという自覚がなかった」と回答した者が13人、「感情的になってしまった」と回答した者が32人、「相手に原因があった」と回答した者が16人となっている。県教育委員会としては引き続き、研修の実施やハラスメント防止対策の徹底を図るなど、ハラスメントのない働きやすい職場づくりに取り組んでいくこととする。

報告1は終了。

報告2 令和7年度ハラスメント等に関する実態調査の結果について

【教職員課長】

本調査は、「児童生徒や教職員から訴えがあった実数の正確な把握」に努め、「児童生徒が嫌だと思った教職員の言動」を詳細に把握したうえで、学校現場へフィードバックし、教職員の人権意識の高揚、及び指導力の向上を図り、児童生徒が充実した学校生活を送れるようにすることを目的とした。昨年度までは、児童生徒の記載事項のうち事実が確認できなかったものは除いて数を公表していた。令和7年度については、児童生徒が記載した申し出の件数をそのまま公表し、児童生徒の声を確実にキャッチすることを重要視して実施した。

調査方法等であるが、調査対象は、千葉市立学校を除く、全ての公立学校に在籍する児童生徒45万4,071人、及び職員が4万5,580人である。なお、令和4年度の調査から、市立高等学校も対象に含めている。実施期間は令和7年12月1日から令和8年1月31日までである。実施方法については、児童生徒、教職員ともに、アンケート方式により調査した。なお児童生徒に対しては、令和6年度から県教育委員会作成の動画を視聴しハラスメント等についての理解を深めた上で実施することとしている。次に、令和6年度調査との変更点が3点ある。1点目は「調査名の変更」、2点目は「調査項目の焦点化」である。ハラスメント等を早期に発見し対応するため、小学生向けの調査では、令和6年度までの「いやだなあと思うことがあるか」という漠然とした質問としていたが、今回「セクハラに該当する言動があったか」等、具体的に聞く形式にした。3点目は、令和7年度は、児童生徒が記載した申し出件数をそのまま公表することとした点である。調査結果の概要については、人数と各質問に対する主な回答を記載している。

続いて考察であるが、「結果全般」について2点説明する。1点目として、児童生徒・教職員ともに、ハラスメント等に関する様々な記載があったが、記載内容を確認した各学校又は服務監督の教育委員会においては、児童生徒や教職員と面談等を実施し、申出内容の詳細について確認するとともに、必要に応じて対応している。県教育委員会で、その状況を確認したところ、新たに把握したハラスメント等の相談について、懲戒処分に該当するものはなかった。2点目として、今回の調査は児童生徒が不快だと訴えた件数を正確に把握することによって重点に置いて実施したが、案件の軽重に関わらず、多くのハラスメントに係る申し出を把握することができ、細やかな対応につなげることができたと考えている。

今後の対策についてであるが、ハラスメント等の根絶に向けて5点挙げる。1点目は、相談窓口の周知等により、早期発見に努めるとともに、初期対応フローや専門家の協力を得た

調査等により、事案に応じて迅速に対応できる体制の充実を図る。2点目は、本調査の結果を各学校に周知するとともに、令和7年3月に改訂した「教職員の服務に関するガイドライン」等を活用し、職員が児童生徒の人格を尊重した言動及び対応を行い、児童生徒の安全を守るための行動がとれるよう、職員の意識改革に係る取組を推進する。その他3点については、資料を御覧いただきたい。

最後に、参考として、令和6年度の調査結果を掲載した。今回の調査とは設問も異なり、記載を精査せずに集計する方法に変更したため、参考値として確認していただきたい。報告資料6ページ以降にデータ編を掲載しており、9・10ページには「児童生徒と教職員の記載から」という様々な記載内容を掲載した。各学校の研修等で活用し「教員の言動に対して児童生徒がこういう捉え方をするのか」「同僚に対する発言に気を付けていきたい」など、教職員が自らの言動を振り返ることで、教職員の人権意識の高揚につなげるための資料として活用することをねらいとしている。児童生徒一人一人が充実した学校生活を送れるようにするとともに、教職員一人一人が安心して働くことができる職場環境の実現に役立てたいと考えている。

【花岡委員】

児童生徒の記載内容を見ると、かなりひどいが、対応済みとのことで安心している。困っていることをアンケートに書ける機会があるというのは良いことである。しかし、指導的立場の人が委縮するかもしれないという弊害もある。教職員が子供たちに「これはしてはいけない」と思うことはきちんと指導し、正しいと思うことを行動に移してほしいということも教職員へ伝えてほしい。

【教職員課長】

承知した。

【櫻井委員】

児童生徒の記載内容に「不必要な身体接触をされた」というものがある。これを、セクハラと捉えるのか、それとも児童生徒性暴力等の入口だと分類するのかで印象が全く異なる。人権意識の啓発のための資料との説明があったが、これらの行為は、懲戒処分の入口であるということをしきりと伝えていくことも重要であると思う。記載されている「不必要に身体に触られる」「腰に触られる」という行為は、児童生徒性暴力等に該当し得る行為である。これらの記載を「セクハラ」として取り上げていくよりは、懲戒になり得る行為であるという示し方もあると考える。児童生徒の記載について過去に遡り、その中から児童生徒性暴力等に該当し得る内容というカテゴリーを作って、教職員に伝えていくというのも有意義な研修になると思う。相手は子供、我々は大人であるということ踏まえ、そのことをしっかりと認識して児童生徒に関わるべきだと思う。

【永沢委員】

児童生徒の声をキャッチするという県教育委員会の姿勢はとても良いと思う。また、アンケート実施前に児童生徒に動画を見せることも、何がセクハラなのか、何がパワハラなのか等が伝わるので、非常に良い取組だと思う。児童生徒が、「理不尽に急に怒鳴られた。その後、机を蹴って出て行ったのが怖かった」と記載している。これは、パワハラでカウントされていると思う。類似する内容が、パワハラと体罰の両方の回答欄にあった場合、どちらにもカウントしているのか。

【教職員課長】

両方に記載があった場合、両方ともカウントしている。

【永沢委員】

すべてきちんとカウントしているというのは良いとは思う。ただ、同じような内容の1つのことを、2件として公表していることは、誠実ではあるものの、正確でないとも受け取られる。動画を見た時に、例えばパワハラか体罰かはっきりラインが引けると良い。1つのことは、1件としてカウントした方が良いと思う。次年度に向け、検討していただければと思う。また、これは意見であるが、今は「かわいい」という言葉でも、世代間で受け取り方

のズレがある。こちらは褒めたつもりでも、セクハラと受け取られる場合があるから難しい。ぜひ、このことを各学校で共有し、ハラスメントが起こらないようにしてほしい。

報告 2 は終了。

報告 3 令和 9 年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について

【教職員課任用室長】

志願状況であるが、志願者の合計は 5,948 名で、このうち大学 3 年次等を対象とする「ちば夢チャレンジ特別選考」の志願者は 1,685 名であり、志願者総数としては、昨年度を 218 名上回る結果となった。募集人員の合計約 1,700 名に対し、「ちば夢チャレンジ特別選考」の志願者数を除いた 4,263 名の志願があり、志願倍率は約 2.5 倍となった。志願者数の内訳であるが、小学校は 1,104 名で志願倍率は 1.7 倍、中学校と中・高共通枠は 2,333 名で志願倍率は 3.0 倍、特別支援教育は 260 名で志願倍率は 1.5 倍、養護教諭は 385 名で志願倍率は 6.4 倍となった。優秀な人材を採用するために、志願者の確保は大きな課題と捉えている。今後も引き続き、民間企業の有する媒体を活用した教員採用プロモーション事業等により、教員として働く魅力を発信していくことや幅広い人材への広報の充実、また、働き方改革の推進により、志願者の増加につなげたいと考えている。今後の採用選考の日程であるが、第 1 次選考は 7 月 5 日、第 2 次選考は 8 月下旬に行い、最終合格発表は 9 月下旬から 10 月上旬を予定している。なお、第 1 次選考における千葉県会場は、幕張メッセが改修工事により使用できないため、県内 5 会場で実施する。

【芦澤委員】

第 2 次選考後の最終合格発表が 9 月下旬から 10 月上旬と予定されているが、具体的に何月何日に発表するかについて、どの段階で受験者に告知することができるのか。公立学校の教員か民間企業への就職かという選択が待ち受けている受験者にとっては、10 月 1 日までに結果が出ていないと受験者本人にも民間企業にも迷惑がかかってしまう。最終合格発表日を決定して明示していただきたい。

【教職員課任用室長】

9 月中旬に告知できればと考えている。

【貞廣教育長職務代理者】

最終合格発表日時が決まっているとありがたい。

報告 3 は終了。

委員報告 鴨川（文化財）への視察について

【櫻井委員】

5 月 27 日に、鴨川市の郷土資料館、鏡忍寺、大山寺の 3 か所を訪れ、波の伊八の作品群を視察した。伊八の作品については、10 代末頃から 50 代までのものを見学した。最も若い時期の作品と晩年の作品を見たのだが、非常に対照的な印象を受けた。荒々しいものから、非常に繊細に作り込まれたものまで、幅広く見学することができ、両極を見たことで、人生の変遷を感じるような内容であったと感じている。現地でお話を伺い特に興味深かったのは、伊八の作品制作の背景に関する説明である。これまで芸術家というイメージを持っていたのだが、どちらかというと商業的な側面を持ち、いわば製品を作る会社のような形で活動していたとのことである。合理的に作品を仕上げていく手法が取られており、実際、作品も見える部分に重点的に彫刻が施されているなど、商業性や持続可能性といった観点がうかがえる

ものであった。その点については、作品の見方が変わる大変興味深い話であったと感じている。大山寺の不動堂の彫刻については、伊八が50代の時の作品とのことで、非常に立派な龍が2匹、細かく作り込まれており、彩色も残っていて、現在まで良好な状態で残っていることに感銘を受けた。一方で、そうした緻密な作品も素晴らしいのだが、2週間ほど経って振り返ると、最初に見た10代頃の作品にも味があると感じるようになった。写真で見た際には未熟さを感じる部分もあったが、実物を見ると木の質感や経年劣化による風合いがあり、むしろ人の営みのようなものを感じられる点で、強く印象に残っている。改めて、現地に赴き実物を見ることの重要性、生の資料に触れることの価値を実感したところである。

続いて、大山寺において新たに文化財に指定された宮殿についても見学した。この建物は、建物の中にさらに別の建物がある構造となっており、不動堂の内部に宮殿が独立した建築物として存在している形である。当初は屋根のみの簡易な構造を想像していたが、実際には不動堂がその全体を覆うように建てられており、非常に特徴的な構造であった。また、その由来については未だ十分には解明されておらず、少なくとも1699年頃には存在していたことは明らかになっているものの、それ以前の経緯については不明とのことであった。このように、前史が不明な点についてはミステリー性やロマンを感じる部分でもあり、今後、科学技術の発展による調査・分析によって、さらに歴史が明らかになることが期待される。その結果、この地域の歴史的価値がより明確になり、施設としての魅力も高まるのではないかと考える。こうした文化財が今後も長く保存されていくよう、文化財保護に引き続き力を入れていく必要があると感じた。大山寺は長狭平野に向かって建っており、日の出の方角を望む位置にある。また、雨乞いの寺としての性格を持つとのことであった影響か、帰り際に雨が降り出した。

【貞廣委員】

様々なツールを活用し、インバウンド向けに、千葉の文化財の魅力を伝えてほしい。

【芦澤委員】

英文の解説看板について、設置の基準等はあるのか。

【文化財課長】

定めはない。国の補助金を使っでの設置も可能なので、情報を周知していきたいと考えている。

【櫻井委員】

インバウンド向けの解説にAIを活用してほしい。

<傍聴・報道 退出>

第12号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告

令和8年7月22日 署名人